

墓地改葬許可申請について

墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)、伊予市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(第13号)等関係法令により、墓地や納骨堂に納骨されている遺骨等を、他の墓地や納骨堂に移す行為を「改葬」といいます。

改葬には、納骨等をしている市区町村に改葬許可申請を行い、許可証の交付を受ける必要があります。(※様式は市区町村により異なります。)

改葬をお考えの方は、改葬先の墓地や納骨堂等を事前に決めていただき、改葬先が必要とする書類等を十分に確認のうえ、手続きください。

改装許可証の発行は、申請後、数日かかる場合(当日発行はできません。)もありますので、日程等も含め改葬先等とご相談ください。

◎ 墓地改葬許可申請書について

- 別紙(記載要領)を参考に記入後、提出してください。
- 改葬する遺骨全てに対して許可証を発行しますので、人数分の申請が必要です。
- 記載箇所で、どうしても分からない点がある場合は、「不詳」「不明」と記入してください。
分かる範囲での作成で構いません。
- 申請提出前に、申請書の最下段に、墓地管理者(現在埋葬している墓地の管理者(寺院・霊園・墓地管理組合・地元区長等))に埋葬されている証明をもらってください。
- 管理者(証明者)がいない場合(個人所有地の単独墓地等)については、事前にご相談ください。
- 申請者が墓地使用者(墓地の権利者等)と異なる場合は「墓地改葬許可申請承諾書」に墓地使用者からの承諾が必要です。
- 手数料は無料です。
- 郵送での手続きを希望の方は、住所・氏名を記載し返信料金分の郵便切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください。

※ 墓地改葬と分骨(焼骨の一部を他の墓地又は納骨堂に移すことで、この場合は墓地管理者が証明を行なうため市取り扱い対象外)を間違えないようご注意ください。

※ ご不明な点等ございましたら、下記までお問合せください。

〒799-3193

愛媛県伊予市米湊820番地

伊予市役所 環境政策課

Tel(089)909-6338

Fax(089)982-1234